

平成23年第2回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成23年6月 9日

閉 会 平成23年6月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（6月15日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税務課長兼ふれあい センター事務局長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 川崎清春 君
議会事務局 主幹 中川孝治 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 久慈修一 君
2 番 藤田修一 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第34号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第35号 蓬田村税条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第36号 蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第37号 村営土地改良事業の分担金徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第38号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第39号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案
- 第 7 議案第40号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
- 第 8 議案第41号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第 9 議案第42号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第10 議案第43号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第11 議案第44号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 議案第45号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 農業委員推薦の件
- 第14 議員派遣の件
- 第15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第34号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第34号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第34号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の一部改正は、事務の見直しに伴いまして改正するものでございます。具体的には、2枚目の方に書いてありますとおり、ボランティア活動等に関する事務が教育委員会の方に、それから男女共同参画に関することが総務課企画財政班になりましたので、改正したものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第35号 蓬田村税条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第2、議案第35号蓬田村税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

- 税務課長兼ふれあいセンター事務局長（芳賀 作君） 議案第35号蓬田村税条例の一部を改正する条例案。

提案理由として、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

改正内容としては、附則に次の3条を加える。いずれも東日本大震災にかかわる改正であります。22条では、雑損控除額等の特例について。23条では、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例について。24条では、固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてです。

蓬田村は、特定被災地地方公共団体に該当しないため、この条例は適用されないこととなります。以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例案

- 議長（木村 修君） 日程第3、議案第36号蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（八戸純一君） 議案第36号蓬田村農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の提案理由は、農業委員会の選挙による委員の定数を改めるため提案するものでございます。

具体的には、2枚目をお開きください。

3行目でございます。同条例中、10人を8人に改める。

なお、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用するものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） この議案は大変重要な議案であります。私もちょっと見まして、あれっと思ったことが一つです。提案理由でございます。定数を改正するため提案するんですが、その理由が提案理由に述べられていないと私思うんであります。と申しますのは、この議案そのものが10人を8人に改めるわけでありまして、これは提案理由にはならないと。10人から8人に減ずる理由を提案理由というのでないでしょうか、その辺、ご回答願います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 具体的には、2枚目の条例の改正の中で10名を8名に改めるというふうに書いてありますので、いずれにしても、抽象的ではありますけれども、定数を改めるということで解釈願えればと思っております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） それでは、私ちょっと聞きますけれども、それじゃ10名から8名にする理由は何でしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 現在、農業委員会は農業委員の方は選挙で選ばれる方が9名、それから各団体から推薦されたのが3名、それから議会から推薦された1名の13名でございますけれども、具体的に今回10名から8名にする理由としては、やはり必ずしも農業委員会の活動が9名でなくてももっと効率的に、各団体からの推薦も出てますので、うち方は地区が一応中沢から高根までありますので、各地区から1名の8名と、加えて、あと各団体、土地改良区、それから農業協同組合、それからあと農業共済組合からの推薦もありますので、それで活動は対応していけるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立1名)

○議長(木村 修君) 起立少数です。よって、議案第36号は否決されました。

日程第4 議案第37号 村営土地改良事業の分担金徴収条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第4、議案第37号村営土地改良事業の分担金徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) 議案第37号村営土地改良事業の分担金徴収条例の一部を改正する条例案。

村営土地改良事業の分担金徴収条例の一部を次のように改正いたします。

次のページをお開き願います。

3行目ですけれども、第2条に次の1項を加える。1項を加えておりますが、内容といたしましては、今後、土地改良事業を行う際に、当該土地改良区からも同意を得まして分担金を徴収できるよう改正するものでございます。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第5、議案第38号蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第38号蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の提案理由は、蓬田村消防団の団員の減少に伴い、団員の定数を減らすために提案したものでございます。

2枚目をお開きください。3行目でございます。

146名を126名に改め、消防団員の定数190名を170名に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第6、議案第39号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第39号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正額は193万4,000円の増額でございます。したがって、予算の総額は22億4,575万円となります。

それでは、次に、総務課で計上しております予算について、主なところをご説明いたします。

歳出でございます。8ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費、一般管理費の26節寄附金として受入避難者支援見舞金30万円を計上してございます。これはさきの東日本大震災に伴いまして、本村にも、本村出身の方が福島県から3名、それから宮城県仙台市から3名の方が避難されております。

いずれも、福島県いわき市の場合はだんなさんの実家でございます。それから宮城県仙台市からの方は、お母さん、奥さんの実家の方に避難されてきております。役場といたしましては、これらの避難されてきている方1人につきまして2万円を見舞金として差し上げたいと。要件としては、1カ月以上蓬田村に避難されている方を対象ということで考えております。また、30万円につきましては、現在も福島原子力発電所の放射能の関係で収束がまだ定まりませんので、これからも想定されますので、その分も見込んで30万円を計上してございます。

それから、4目財産管理費の11節修繕料32万1,000円、これは庁舎の外壁の修繕をするための経費でございます。それから、その下の18節備品購入費の中の石油ストーブ購入費20万円につきましては、これは電気の要らないストーブですね、通称だるまストーブ、これも今回の東日本大震災の際の石油ストーブの足りなさが実感しましたので、避難場所とか、あと役場、あとグループホーム等からも急遽貸してほしいと、そういう要請があつて貸し出ししたりしましたので、その辺も見込んで10台分として計上してございます。

それから、8目企画費の中の15節工事請負費、観光案内板設置工事費53万1,000円を計上してございます。これは当初予算で計上しました不足分でございますけれども、この観光案内板の設置場所につきましては、蓬田村の観光施設の全体を案内する看板は、よもつと駐車帯のトイレのバイパス寄りのところに県の土地を借りまして、そこに設置します。それからあと、温泉、それからよもつとに誘導するための誘導案内板は2カ所設置いたします。1カ所は、バイパスとよもぎ温泉が交差するそのところに、山手側の方に1カ所と、あとそれから、よもぎ温泉を踏切を越えて旧道の方に行くとぶつかるそのところにも1カ所ということで、計2カ所見てございます。いずれもこれは一部補助金、6ページの歳入の方に見てございますけれども、東北新幹線全線開業効果活用支援事業の中で補助金400万円を受けて設置するものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 健康福祉課の主なるものについて説明いたします。

11ページをお願いします。

下の方です。4款衛生費1項保健衛生費の環境衛生費です。213万円、これは不法投棄物の処理に要する経費であります。内訳は賃金、人夫賃であります。24万6,000円と、それにかかわる軍手とかの消耗品8万4,000円、それから廃棄物の運搬費が20万円、そ

れから、その廃棄物の処理手数料は160万円となっております。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 産業振興課については、13ページから主なる点について説明いたします。

6款1項4目畜産業費についてであります。家畜導入繁殖用牛を1頭農家の方が購入するというので、1頭分60万円計上してございます。

次に、3項水産業費の1目水産業費であります。7節の海岸漂着物の人夫賃減額250万円、あわせて委託料についてであります。5月から漂着物の回収作業が行われているわけですが、思った以上に漂着物が多くございまして、今のところ、全体の予算額が2,000万円でございますので、そのうち人件費を250万円減じて、委託料の運搬処理費を250万円、事務費は変わりございませんけれども、そういうふう計上してございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。15ページお開き願います。

8款2項1目道路維持費13節委託料でございます。これは高根橋橋梁補修設計業務委託料として21万円を計上してございます。

次に、その下の8款4項2目公営住宅建設費12節役務費ですが、これは支障電柱の移転料として12万4,000円を計上してございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 教育関係ですけれども、16ページお開き願います。

中間の表にあります10款教育費2項小学校費の学校管理費、消耗品費6万7,000円、これは教科書及び指導書の購入費でございます。指導要領が変わりまして、ことしから教科書が新しくなっているんですけども、その分のティームティーチングという2人体制で先生が指導するんですけども、その分の1人分の指導書をとっていなかったというもので、新たに購入するというものです。

それから、18ページの10款教育費、保健体育費の給食センター特別会計繰出金については、次の特別会計の説明で説明いたします。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 11ページの廃棄物撤去人夫賃のことでお聞きしますけれども、不

法投棄という話がされましたけれども、どこの地域で、どこの場所なのか。そして、そこは私有地なのかどうか、ご説明をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 場所は、森林鉄道の跡地で、それは蓬田から郷沢へ抜ける途中、昔から谷状になっていまして、こういう感じで谷状になっていまして、今現在道路として使用されていない部分で、それで所有者は村になっております。昭和46年のあたりに村に移管されています。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 中沢の森林鉄道の跡地にも、以前から問題になっている所有者が浪岡の方だと思いますけれども、あそこもまた不法投棄のような、タイヤとか、そういうキャタピラみたいなものがゴム製のものが捨てられているのがあるわけですが、そこも調べていただきたいわけですが、いかがですか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 今の場所は森林鉄道の跡地の西側の話だと思いますけれども、そこであれば、1週間ぐらい前ですか、県の方でも見まして場所を確認しまして、その土地の所有者に指導するという形になっております。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 課長の答弁はわかりますけれども、私が質問したのは、実は浪岡の所有者の場所ではなくて、そこは森林鉄道の跡地なわけですね、場所は。そこちょっと区分がわかりづらいわけですが、農道として使用している場所からちょっと西側が、実は私有地ではなくて森林鉄道の跡地になっているわけで、道路そのものは改良区でつくった道路で、森林鉄道の跡地は道路として今使用していないわけで、そこをちょっと多分誤解しているのではないかと思います。そこをもうちょっと調べて、実際そこにも捨てられているという、幅は二、三メートルなわけですが、そこを調べてほしいと思います。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） その場所について確認していませんので、これから、きょうの午後にでも確認して、対策を考えます。

○議長（木村 修君） ほかに質問ありませんか。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 同じく、環境衛生費の中の同じ項目なんですけれども、不法投棄

だというふうなことでございますけれども、ほかにもこういう点があれば役場で対処するのか、そこら辺を、例えばこの場所が役場の土地であるので役場で撤去するのか、それとも村内に不法投棄があって非常にその人が片づけるのが困難とか、そういうのがわかればすぐ役場で予算もって対処するのか、そこら辺をはっきりさせた方がいいと思いますけれども、見解をお聞きます。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 今回処理する場所は、まずは村の所有地であるということが一つ。それから、捨てられているものについては、調査した結果、もう30年ぐらい前から徐々に捨てられていると。そして、ごみを捨てた人については今ではわからないということで、この部分は処理するというにしています。ただ、別な場所であって、私有地とか営林署の山とかであれば、捨てた人がわかれば、その人に処理してもらうこととなります。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今の件はわかりました。

それで、次の件に入ります。8ページをお願いします。

8ページの先ほど総務課長が説明していただきました観光案内板の件ですけれども、これはよもつとの案内板も設置するというふうなことで、よもつとは役場の施設でないのに役場でこの案内板をつくるということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 観光案内板につきましては、蓬田村全体をその案内板の中に入れます。具体的に、よもつとについては民間の施設なので好ましくないのではないかと質問でございますけれども、実際、よもつとには村民の方が特産品とか出しているわけですよね。そういうことを考えますと、全く役場で民間だからというそういうことではなく、地域の活性化にも貢献してますので、当然蓬田村の観光施設の一つとして組み入れしてもよろしいのではないかとということで、全体の観光案内板の中には入れるということでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 8ページをお開きください。8ページの中の企画費の中の1節の蓬田村長期総合計画審議会委員報酬が16万5,000円計上されております。これは蓬田村の長期総合計画審議会委員会というのは、どのような、文字どおりの組織だと思いますけ

れども、内容がどのようなことをして、そして報酬は何名様につきこのくらいに支払っているのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 一応蓬田村長期総合計画審議会委員のメンバーにつきましては、自治会、それから老人クラブとか、村内の各団体の長を想定しております。

報酬につきましては、会議に出た場合、たしか3,300円の日当ということでございます。ただ、何名にするかはその都度、計画の見直しとか、そういう会議の際に決めておりますので、何名にするかというのは具体的にここではまだ決まっておりません。ただ、これからアンケート等を行いまして、そのたたき台なるものをつくって、その際、並行して進めていくということで考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 総務課長にもう一度お答え願いたいんですが、長期総合計画というのは、どのようなことを長期総合計画の中で会議みたいな内容をもって構成するのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 蓬田村長期総合計画は、現在のものも蓬田村の10年先を見据えた計画でございまして、蓬田村のこれから進んでいくべき基本的な項目を定めている計画でございまして、これにつきまして、役場サイドだけの考え方でなく、アンケートを踏まえた住民、それから各団体の意見とか、そういうのを踏まえて作り上げていくための会議を開く必要がありますので、そのための委員になられた方に支払うための報酬ということでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 二つほどお伺いします。

まず、8ページの2款1項の26寄附金、受入避難者支援見舞金ということでございますけれども、これは今後、今後というか、今予算を通過しますと、村民の方々にお知らせすると思うんですが、その辺のスケジュールと、それから、要件は1カ月以上滞在と申しますけれども、ただ娘さんが、例えば娘さんがアパート借りてたのに被災したのに、こっちに来てもらえるものなのかとか、そういった基準、スケジュールと基準についてひとつお答え願いたいのと、もう一つは、観光案内板に直接かかわるかどうか私もちよっとここでは言いにくいんですが、国道の今バイパスにあります案内板の関係で、瀬

辺地自治会並びに広瀬自治会の入り口というのは、私どもはわかるんですが、他地区から来た人には非常にわかりにくい。広瀬・瀬辺地自治会においては、これから看板を立てると。各自治会が看板立てて案内してますけれども、看板を立てますということですが、あそこの地区、広瀬・瀬辺地自治会に当たっては、例えば国道で夜にその看板を見落としますと、蟹田まで行かなければならないというような事態が発生するわけです。国道をUターンして回らないといけない。なので、私はやっぱりその観光案内板の一環として、国道にバイパスに、例えばここが右に入れば玉松台ですよというか、国道の案内板がありますけれども、ああいう案内板を設置していただけないものかどうか。これは単に案内板だけの問題じゃなくて、私たちの交通安全の、ある意味交通の危険ということも考え合わせて私いつも思うんでありますが、国道を管理している土木事務所等とも検討して、できれば国道に、余り大きくなくてもいいので、ここを曲がれば瀬辺地自治会300メートル先ですよ。次、200メートル先に広瀬・高根方面がここから入れますよという案内板をつけた上で、各自治会が案内板をつけた方がいい地域ではないのかなと私思うんですが、その辺、もし今回答できなくても後でもいいので、県と打ち合わせしてやれないものかなというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 私の方からは見舞金の関係についてお答えいたします。

まず、見舞金支給のためのスケジュールでございますけれども、この経費が可決承認されました場合は、速やかに基準、見舞金を支給するため交付するための基準を具体的に定めまして、それと並行して、村内には回覧で流す予定でございます。

その要綱なるものの基準につきましては、先ほどは蓬田村に1カ月以上避難されている方で、村内・村外出身にかかわらず1人当たり2万円支給するというところでございますけれども、基本的には村内に避難されるということで考えてございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 先ほどのバイパスの関係の案内板でございますが、バイパスの開通した時点で、瀬辺地地区、広瀬地区から、今議員言われたような看板を設置していただけないかということで問い合わせがございました。それで、私、県民局の方に連絡をしたところ、大きな看板についてはこれは県では立てない。ちょっと小さいのについては考えましょうということで終わっております。それで、その後、議員先ほどおつ

しゃったように、広瀬地区と瀬辺地地区で自分たち自治会で、広瀬自治会、あるいは瀬辺地自治会ということでバイパスに看板を立てるということで、それでその件につきましても私、県民局をお願いして、バイパス沿いの道路敷きに関して占用許可をお願いした場合はすぐ出してくれるということは確認しております。

それで、ちょっと今議員おっしゃったように小さな看板、広瀬とか瀬辺地、あそこちょっと見逃せば蟹田に行ってしまうというのが確かに私の方にも苦情が来ておりまして、その辺、県とも確認しております。再度その辺につきましても、看板につきましても、早目にもう一回、県の方に確認して要望したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(「お願いします」の声あり)

○議長(木村 修君) ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正
予算(第1号)案

○議長(木村 修君) 日程第7、議案第40号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長(坂本勝教君) 議案第40号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算を説明します。

歳入歳出それぞれ71万8,000円を追加し、総額を2,727万4,000円とします。

6ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費、一般管理費の消耗品費です。40万円。給食センター新しくなったわけですが、ウェットからドライ方式ということで、掃除する場合、水をまいて長靴を履いてブラシで掃除していたんですけれども、今は一般の家庭と同じで乾いた床になってまして、それで水がこぼれた場合はモップでふいて、それから残飯置きから

何から落ちた水、ふだんは乾いているという、その方式をドライ方式と言うんだそうです。それで、それにまつわる消耗品、ペーパータオルから何から、そういうので40万円というふうに計上しております。

その下、委託料ですけれども、浄化槽が二つ入っているんですが、事務室用の浄化槽と、それから給食センターの洗浄汚水のための浄化槽も入っています。その維持管理費に31万8,000円、1年分の維持管理費、点検料ひっくるめて31万8,000円です。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 給食センターが新しくなって、以前、卒業式やったときだと思いますけれども、できて間もないころ、外からだったら見れても、中はちょっと見られないというふうなことを説明受けましたけれども、きょうこの後でも、もし支障がなかったら我々に見せてもらえないものかなというふうに思ってますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 原則的には保健所からの指導で、検体って検便です、を受けた人間でないと給食センターの中に入れないことになってまして、そういうのがあって、それで金曜日であれば、全部終わった後、例えば写真撮るためにカメラマンが中に入るという場合、写真撮ったんですけれども、その場合は、その後、調理員で全部消毒をするという状況になるわけです。それで、外からしか見てもらえないというのが現状でございます。よろしくお願いします。（「わかりました」の声あり）夏休みとかになれば、また考えることは可能です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第41号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)案

○議長(木村 修君) 日程第8、議案第41号平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(越田茂弘君) 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。
57万5,000円を追加し、合計が4億6,567万2,000円となります。

歳出は、職員の人件費の増によるものです。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第42号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第1号)案

○議長(木村 修君) 日程第9、議案第42号平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(越田茂弘君) 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第1号)。
974万1,000円を追加し、合計で3億8,784万6,000円とします。

支出の主なもので、7ページごらんください。

1目一般管理費、これは職員の給料等の増によるもので473万6,000円を計上しております。

2款5項1目高額医療合算サービス費、これは高額医療保険と介護サービスを受けて

いる場合に、1世帯当たり1年間の限度額を超えた場合に高額分として本人に還付されるもので、今回計上したものについては、平成20年の4月1日からその高額が適用になっている方の分で、去年の7月31日までを取りまとめたものです。人数にして30人ぐらいとなります。これが今回個人に還付するというものになっております。

それから、ちょっと先ほど忘れまして。上の一般管理費の中で7の賃金、パート賃金と13の委託料の関係ですけれども、これ介護保険計画が今年度で第4期分が終わりまして、第5期に向けて新しくまた計画づくりしなければなりません。そのために65歳以上の方のニーズ調査ということで、これから6月の末ごろからできれば調査をしたいと。その調査するために、配布・回収を兼ねたものがこのパート賃金で、保健協力員の方の協力を得て実施したいと思っております。それから、この13の委託料については、その回収されたニーズ調査の分析費として80万9,000円ほど見ております。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 課長の方から職員の給与増額分と説明ありましたが、7ページの中の一般管理費、2節ですね、222万7,000円ですか、これはこの人専用の人の増員の分なんでしょうか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） ここには2人の職員を一応つけております。2人分です。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） これは今までの既存の職員の方でなく、改めてパートか何かの増員分の給与ということで理解してよろしいですか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 例えば人事異動が毎年あるわけですがけれども、前にいた担当プラス新しい担当という形でなくて、給料の担当の方で今回はこの人とこの人を介護保険、この人とこの人を国保の方にとか、そういう振り分けがあるんですよね。それですから、単純に今までAという人がいてBという人が変わったと。それで新しく新人が入ってきたからといって去年から見てそれが下がるわけじゃないんです。AもBも一緒にかかわって別な人をそこに張りつけるということもあります。ですから、当初予算と補正とは結構変わる場合があると。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ちょっとややこしいので、ちょっと理解に苦しむんですけども、今までも人件費はかかっていたわけだと思うんですけども、ただ、それが人件費は今までも発生しているにもかかわらずふえるというのが、じゃ年代が例えば若い人から年いった人だと当然給与が違いますから、意味わかりますか。（「わかります」の声あり）だから、若い人から年いった人とかわれば当然基本給とかも違ってくるだろうし、その点でこの分の金額が配置入れかえのために増額になったというんならわかるんですけども、その辺の結局説明がなかったところで私がこうやって質問しているんですけども、そういうふうな感じでとらえていいのかどうか。もう一回その辺お願いします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 前任者という考えを一応まず捨ててください。当初は3月よりも以前にもう組んでますよね、当初予算というのは。それで、異動あってからは当然予算は変わりますよね。それで、前任者がここの介護保険にいるわけではないんです。わかりますか。新しい年度になった時点で職員そのものが、張りつける職員がかわるわけさ。別に担当がずっとそこにいるというそういう考えでなく……。いいですか。（「休憩」の声あり）

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第10 議案第43号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第43号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

45万8,000円を減額して、合計が8,347万9,000円となります。これも人件費の減額によるものです。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第44号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 議案第44号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

蓬田村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

記

青森県東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返67番地 5

高松直樹

昭和37年 2月28日生

提案理由。地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。2番藤田修一君。
- 2番（藤田修一君） 固定資産の評価審査委員ですけれども、前にも高松さんは、いつで任期切れて、いつからにこれはなるのかということをお聞きしたいと思います。
- 議長（木村 修君） 総務課長。
- 総務課長（八戸純一君） 高松直樹委員は、ことし6月30日をもって任期満了となりますので、今回提案いたしました。以上でございます。（「念のために」の声あり）
- 議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。これより議案第44号を採決いたします。
- 本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議長（木村 修君） 日程第12、議案第45号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
- これより内容説明を求めます。村長。
- 村長（古川正隆君） 議案第45号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

蓬田村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

記

東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返26番地 8

坂本勇一

昭和27年 1月10日生

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。2番藤田修一君。
- 2番（藤田修一君） この件についても、前の議案と同じで、いつ任期切れになるのか、お尋ねいたします。
- 議長（木村 修君） 教育課長。
- 教育課長（坂本勝教君） この委員に関しては6月13日が期限となっております。1日、2日過ぎております。
- 議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈修一君。
- 1番（久慈修一君） 前回の5月の臨時議会のときにも、村長がこの委員の任期のお話で陳謝した経緯がございますけれども、やはり私たち議員が委員会の委員の任期までは多分チェックできないだろうというのはこれ現実な話なわけで、やはりここの提案理由のところの一つだけ、例えば前任者が何月何日をもって任期切れになるので、例えば地方何とか税法に基づきとかというふうなことを書いていただければ、私たちが今後チェックできるし、誤りも少なくなるんでないかなというふうに思いますので、再考していただきたいなと思います。以上です。
- 議長（木村 修君） 答弁……。 （「答弁は要りません」の声あり）
- ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。
- これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。
- これより議案第45号を採決いたします。
- この採決は、無記名投票をもって行います。
- 議場を閉鎖いたします。
- （議場閉鎖）
- 議長（木村 修君） ただいまの出席議員は7名です。
- 投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。
- 会議規則第31条第7号の規定により立会人に3番森 弘美君及び4番坂本 豊君を指名いたします。
- それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(木村 修君) 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(木村 修君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

それでは職員の点呼により順次投票を願います。

○議会事務局長(川崎清春君) 点呼いたします。

1 番 久慈修一議員。(はい。)

2 番 藤田修一議員。(はい。)

3 番 森 弘美議員。(はい。)

4 番 坂本 豊議員。(はい。)

5 番 久慈省悟議員。(はい。)

6 番 青木倉元議員。(はい。)

7 番 山館清剛議員。(はい。)

○議長(木村 修君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。3番森 弘美君及び4番坂本 豊君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(木村 修君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数7票、うち賛成7票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が全員です。よって、議案第45号は原案に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第13 農業委員推薦の件

○議長（木村 修君） 日程第13、農業委員推薦の件を議題といたします。

農業委員に藤田修一君を推薦いたします。

この際、藤田修一君の退席を求めます。

（2番 藤田修一君 退席）

○議長（木村 修君） お諮りいたします。農業委員に藤田修一君を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、農業委員に藤田修一君を推薦することに決定しました。

藤田修一君の着席を許します。

（2番 藤田修一君 着席）

日程第14 議員派遣の件

○議長（木村 修君） 日程14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員各位に配付しております「議員派遣」のとおり、議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、会議、研修、陳情等について、議員を出張、派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認め、議員派遣の件は承認することに決定しました。

日程第15 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第15、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するにあたり、村長よりあいさつをお願いいたします。

○村長（古川正隆君） 本定例会は、各議員の建設的な討論により、無事終了することができました。今後とも、議員各位の皆さんには建設的なご意見をお願いする次第でございます。皆様方の今後のご活躍を祈念いたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして、平成23年第2回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時59分 閉会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員